

平成22年度における「国民年金保険料の収納対策の概要」

① 口座振替の利用促進

4.4億円

【事業の内容】

優良納付者で口座振替制度をまだ利用していない方に対し、口座振替の周知チラシ、返信用封筒を同封した口座振替申請書を被保険者に配布すると共に、年金事務所をはじめ、市町村や金融機関の窓口に設置することにより、口座振替の利用促進を図る。

〈主な経費〉

- | | |
|-------------------------|-------|
| ア 口座振替勧奨用チラシ・申請書の作成費用 | 0.8億円 |
| イ 口座振替申請書返信用・送付用封筒の作成費用 | 0.4億円 |
| ウ 郵送料 | 3.2億円 |

② クレジットカード等による保険料納付の促進

0.1億円

【事業の内容】

被保険者の利便性の向上を図るため、年金事務所にクレジットカード等による保険料納付申出書を設置することでクレジットカード等による保険料納付の促進を行う。

〈主な経費〉

- | | |
|-----------------------------|-------|
| ア クレジットカード等による保険料納付申出書の作成費用 | 0.1億円 |
|-----------------------------|-------|

③ 特定業務契約職員（旧国民年金推進員）による戸別訪問の実施

4.0億円

【事業の内容】

特定業務契約職員（旧国民年金推進員）が国民年金保険料の新規・短期未納者に対して、戸別訪問を実施することで、国民年金制度の周知、各種届出の指導及び相談、国民年金保険料の納付督促及び収納、国民年金保険料の口座振替の促進等及び免除勧奨（免除申請書の受理を含む。）を行う。

〈主な経費〉

- | | |
|---|-------|
| ア 特定業務契約職員（旧国民年金推進員）の人件費
(1人当たり月額 144,000円～176,000円) | 4.0億円 |
|---|-------|

④ 国民年金保険料の納付督励業務の委託 75.2億円

【事業の内容】

市場化テスト受託事業者が、国民年金保険料未納者に対して、電話や文書の送付、戸別訪問を実施することで、保険料納付督励及び保険料免除勧奨（免除申請書の受理を含む。）を行う。

〈主な経費〉

ア 市場化テスト受託事業者に対する委託料 75.2億円

⑤ 所得情報を活用した強制徴収の拡大 5.3億円

【事業の内容】

ある一定の所得があるにも拘わらず国民年金保険料を納付しない者に対し、市区町村の所得情報を活用して財産調査等を実施し、催告状の送付等を行うことで、強制徴収を実施する。

〈主な経費〉

ア 催告状等の作成費用	0.3億円
イ 郵送料	3.0億円
ウ 滞納処分に係る旅費	1.0億円
エ 財産調査等に要する経費	1.0億円

⑥ 免除制度の周知等の実施 6.7億円

【事業の内容】

免除等に該当すると思われる被保険者に対して、市区町村からの所得情報を活用し、免除勧奨用チラシや免除申請書の送付等を行うことにより、免除勧奨を実施する。

〈主な経費〉

ア 免除勧奨用チラシ・申請書の作成費用	1.5億円
イ 免除申請書返信用・送付用封筒の作成費用	0.2億円
ウ 郵送料	5.0億円

国民年金保険料収納業務に係る民間受託事業者の再委託について

- 業務委託契約書において、以下のとおり規定されている。

(再委託)

第28条 乙は、本委託事業の実施にあたり、その全部を一括して再委託を行つてはならない。

- 2 乙は、やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先を明らかにした上で、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法について、甲の承認を得るものとする。
- 3 乙は、前項の承認を受けた場合は、すみやかに再委託の相手方と契約を締結することとし、契約書の写しを甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、第2項により再委託を行う場合には、法令及び契約に基づき民間事業者が講ずべき措置として、第18条及び第24条から第27条に規定する事項その他事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収するものとする。
- 5 第2項及び第4項に基づき、乙が再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、すべて乙の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、乙の責めに帰すべきものとみなして、乙が責任を負うものとする。

